

令和4年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

所定疾患施設療養費について

(1) 対象となる入所者様の状態は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・帯状疱疹
- ・蜂窩織炎

(2) 上記で治療が必要となった入所者様に対し治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

(3) 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

(4) 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等記載する。

(5) 算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査・尿検査・血中酸素濃度の測定・抗生素(内服・点滴注射)・酸素吸入・水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
尿路感染	血液検査・尿検査・抗生素(内服・点滴注射)・水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
帯状疱疹	帯状疱疹にて施設での治療が可能と判断され、内服薬、抗ウイルス剤の点滴など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	蜂窩織炎にて施設内での治療が可能と判断され、抗生素(内服・点滴注射)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。

所定疾患施設療養費算定状

診断名/年月		令和4年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数										1		
	治療日数										6		
尿路感染	人数	1			1			1	2	1	5		
	治療日数	6			7			4	15	7	25		
帯状疱疹	人数												
	治療日数												
蜂窩織炎	人数												
	治療日数												

令和5年4月1日現在